○農林水産省令第六十六号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十二号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日　農林水産大臣　山本　有二

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十二号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十二号ロの法人を定める省令（平成十七年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第二条第十二号ロ」を「第二条第十七号ロ」に改める。

附　則

この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

○農林水産省令第一号
国土交通省令第一号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第三項第三号、第四項第十一号及び第十一項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに第七条第一項の規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条第一項第二号を次のように改める。

二　流通業務総合効率化事業の実施区域

第四条第一項に次の一号を加える。

三　法第四条第三項各号に掲げる事項

第四条に次の一項を加える。

3　第一項の申請書は、次の各号に掲げる特定流通業務施設（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該施設に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる特定流通業務施設の所在地を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事を経由して主務大臣に提出しなければならない。

一　卸売市場　地方農政局長

二　倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。）　地方運輸局長

三　前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であって、中小企業流通業務総合効率化事業の用に供するもの　都道府県知事

四　前三号に掲げるもの以外の流通業務施設　地方運輸局長

第四条を第五条とする。

第三条に次の一項を加える。

5　第一項の申請書は、前条第五項各号に掲げる流通業務総合効率化事業（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる所管地方支分部局長等を経由して主務大臣に提出しなければならない。

第三条を第四条とする。

第二条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「中小企業共同流通業務総合効率化事業」を「中小企業流通業務総合効率化事業」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　流通業務総合効率化事業の実施区域

第二条第一項に次の一号を加える。

五　法第四条第三項各号に掲げる事項（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設を整備する場合に限る。）

第二条第二項第四号中「断面図並びに」を「断面図、」に改め、「図面」の下に「並びに特定流通業務施設が有する設備の能力を説明する書類（流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設を整備する場合に限る。）」を加え、同条第四項中「第四条第二項各号」を「第五条第二項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項の申請書は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業（令第六条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの又は当該事業に係る主務大臣の権限が令第七条の規定により地方支分部局の長に委任されているものを除く。）の区分に応じ、当該各号に掲げる当該事業の主たる実施区域を管轄する地方支分部局の長又は都道府県知事を経由して主務大臣に提出しなければならない。

一　港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業　地方整備局長又は北海道開発局長

二　貨物流通事業者が実施する流通業務総合効率化事業（前号に掲げるものを除く。）　地方運輸局長

三　食品生産業者等が実施する流通業務総合効率化事業　地方農政局長

四　中小企業流通業務総合効率化事業（前三号に掲げるものを除く。）　都道府県知事

五　前各号に掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業　経済産業局長

第二条を第三条とする。

第一条第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項第三号」を「法第四条第四項第十一号」に改め、同項第一号イ中「と同法第十一条各号に掲げる施設を連結させるための施設及び」を「まだ供用の開始がないものを除く。以下「高速自動車国道」という。）又は」に、「と同条各号に掲げる施設」を「（高速自動車国道に接続しているものに限り、まだ供用の開始がないものを除く。）と同法第三条第二号に規定する一般国道、同条第三号に規定する都道府県道又は同条第四号に規定する市町村道（いずれも同法第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。）」に改め、同項第四号イ及びロを次のように改める。

イ　営業所等

ロ　到着時刻表示装置（特定流通業務施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該特定流通業務施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）